

2012年9月10日

国土交通省 利根川上流河川事務所
所長 須見 徹太郎 様

利根大堰周辺における治水と環境の調和した
掘削工事の進め方に関する要望書

行田ナチュラリストネットワーク
代表 橋本 恭一

ふるさと創生クラブ
代表 今村 武蔵

熊谷の環境を考える連絡協議会
副会長 新井 千明

全国環境保護連盟
代表 岩田 薫

日頃より、「河川法」の目的である治水・利水・環境が調和した利根川上流域の川づくりを推進していただき感謝申し上げます。

さて、治水および環境上の対策が求められている利根大堰周辺につきましては、自然環境を軽視した掘削工事を実施したことへの利根川上流河川事務所の反省に基づき、私たちと利根上は2010年10月8日に「第1回利根大堰下流部の河川環境を考える会」による初めての打合わせの場が持たれ、それ以降2011年2月23日の「第2回利根大堰下流部の河川環境を考える会」、8月10日の「利根大堰周辺の治水と環境検討会」の設立、12月20日の「第2回利根大堰周辺の治水と環境検討会」、2012年3月15日の「第3回利根大堰周辺の治水と環境検討会」の開催を経て、去る8月18日に「利根大堰周辺の治水と環境検討会・現地説明会」が実施されたところです。

今回の現場確認は、改めて言うまでもなく二度掘りによる自然破壊問題が表面化し、現・検討会の設立以降に初めて取組まれた掘削工事箇所（2012年3月～5月工事）を、検討会メンバーが直接視察し、共通認識を得ると共に意見交換を行うために開催されたものと認識しています。掘削場所を見た私たちの共通する率直な感想として、「これまでの検討会等における議論は何だったのか」との思いが強く、その後環境NPOメンバーで協議し、ここに連名で要望書を提出することとしました。

まず、私たちが極めて大きな違和感を覚えたのは、数haにもおよぶ広大な掘削地全体について平坦な土砂取りのみを行い、そのまま放置した場所になっていることです。現地で、大堰下流の一定区間は堰の構造物を守るために底面が固められているので、このような掘り方しか出来なかったとの説明を受け、提示された資料による確認も行いましたが、下流側の細長く延びた掘削場所部分だけでも、凹凸をつけた試験的な掘り方がなぜ出来なかったのか疑問に思います。

また、河川区域内は増水するので地盤的な変化をつけてもすぐに平坦になり、意味がないとの話しも聞きましたが、もしそうであるならば現地に以前からある窪地の止水池や微妙な高低差のある凹凸地がなぜ現存しているのでしょうか。こうした自然環境の多様化が動植物の多様性を生み出す源になっていると私たちは理解しています。また、全国の河川区域内でワンドや池沼、湿地創出等の「多自然川づくり」が進められていますが、どの川でも増水は起こることであり利根川上流河川事務所は、これらの取組みも意味の無いことを行っていると認識しているのでしょうか？

そもそも、これまでの検討会等の中では、利根上による反省が表明されたこれまでの極めて画一的・人工的な治水工事のみを目的とした自然破壊型の掘削から、環境（湿地再生）の視点も取り入れた多様な掘削のあり方を進めていくことが何度も議論されてきたはずですが、そうした掘り方の検討の中では、動植物の多様性の視点のみならず、モトクロス等の利用との調整も含めた小流水路創出のための掘削や、これまでの工事で致命的な悪影響を与えた止水池の再生等が話し合われましたが、こうした議論はどこに反映されるのでしょうか。

今回の掘削現場を見ても、これまでと同様に治水上の意義は認められるのかも知れませんが、環境の観点からの検討会の成果は全くと言ってよいほど感じることが出来ません。ようするに、検討会の設置によって掘削の目的は共有されたものの、それを達成するための具体的な進め方が共有されていないことが明らか、と私たちは受止めています。

例えば、私たちは検討会設立の当初から広域的な動植物のデータの提示だけでなく、掘削箇所を対象とする自然環境調査をきちんと実施し、その客観的な資料に基づいて希少種の保全対策や外来種の抑制対策を含めた掘削計画（案）を利根川上流河川事務所が作成し、その調査や計画の内容を検討会で議論すべき点を何度も提案して来ましたが、しかしながら、現時点ではなぜか1名の学識者

による植物のみの調査と、私たち環境 NPO の参加による掘削場所の視察を利根川上流河川事務所が「現地調査」と呼ぶ場が設定されているだけで、どう見ても計画的な検討を行うための手順となっていない。

近年、自然再生事業や河川環境整備等の環境だけを目的とする事業に対しては予算措置が困難であることは担当者から何度も聞いていましたが、一方で治水事業としての位置づけの中であれば実質的に環境対策を進めることも可能との話しもありました。

私たちは、荒川上流河川事務所が数年前から環境 NPO を対象に開催している「荒川上流環境保全連絡会」にも参加していませんが、荒上では年度ごとの治水等の工事箇所に関する情報を私たちに開示し、自然環境上の課題がある場所については事前調査を実施して、その対策や計画検討について NPO との協議を行うことになっています。荒上の治水工事箇所の資料を改めてチェックしましたが、今回の利根上の掘削箇所よりもせまい場所も含めて検討対象になっており、治水と環境の一体的な進め方が実現できているように思います。荒上では、こうした計画的な取組みが可能で、利根上では利根大堰周辺に限定し、さらに検討会まで設置していながら治水と環境の整合がとれていない現状の違いは、どこから生じるものでしょうか。

ちなみに、今回の掘削工事範囲内には希少種のギンイチモンジセセリやコムラサキ等が生息していた他に、アサザの生育基盤等も完全に消失し、さらに今後外来植物の急速な侵入繁茂も予想されます。また、今後の掘削予定地の中には、私たちが知るだけでもキツネの繁殖地、ニホンアカガエルの産卵地、ノスリの越冬地等の保全上の重要場所があり、具体的な対策が求められています。

上記した問題点は、いずれもこれまでの検討会の中で話しの出ていた内容であり、そうしたことが活かされていない検討会のあり方に疑問を感じざるを得ません。この間に、全国環境保護連盟の岩田委員が検討会において何回も同じ意見のくり返しばかり続くことから、検討会の「詳細議事録」の提出を要請しましたが、「議事要旨」しか存在しないことが判明しています。問題となった二度掘りによる自然破壊について、利根上は利根上内の担当者による引き継ぎが悪かったことが原因であった、と私たちに説明していました。それにも関わらず、検討会設置以降も「詳細議事録」すら作成されていなかったことは、これまでの反省が活かされておらず私たちとしては意見が軽視されているように強く感じます。

また、検討会の設置時点で公正かつ客観的な立場から学識者が座長として、検討会の責任者となるべき意見を私たちは強調し議論となりましたが、結局工事実施者である利根上自らが検討会全体の運営を仕切る規約が提示され、しかも学識者は必要に応じ助言を仰ぐ立場とされてしまいました。前述のごとく、現時点では必要な時に助言をいただくにすぎない位置づけの学識者が、掘削場所の植物調査のみを行い工事全体のお墨付きを与える役割を担うかの現状は、あまりにも利根上に片寄せた都合の良い検討会の運営になっているのではないのでしょうか。

以上、私たちの中で話し合った率直な思いを記しましたが、私たちは「利根大堰周辺の治水と環境検討会」の設立趣旨に示されている治水と環境の一体的な推進に異を唱えるものではありません。この検討会の設置前と同じように今回の掘削工事の実施に対しても、あまりにも環境（湿地再生）対策に関して目に見える配慮や成果が無く、また私たちの意見が軽視されていることについて、申し入れを行うものです。

治水と環境のバランスのとれた掘削工事を実現するために、私たちが協議した改善事項を以下に記しますので、ご検討の程よろしくお願いいたします。

記

1. 治水と環境が調和する掘削工事であることが、客観的な観点から誰が見ても明らかになるように、掘削予定範囲と工事予定期間を可能な限り早期に明確にすると共に、それぞれの掘削区域ごとに治水および環境上の前提や課題および対策等を示した「掘削工事計画（案）」を作成し検討会で意見交換する等の、工事実施に至る納得可能な検討手順を示していただきたい。
2. 「掘削工事計画（案）」の作成に当っては、これまでの議論を活かし、自然環境（湿地再生）の改善や悪影響の回避のために必要となる調査や対策の内容を十分反映したものにしていただきたい。
具体的には、掘削範囲内を対象とする希少種・外来種対策や、湿地再生と利用調整等に対する効果的な掘削形態等の検討結果を計画（案）に示していただきたい。
3. 検討会で何度も同じ議論をくり返さないための意見築約に向けた公平な議事の運営方法や、意見や議論のプロセスも含めた正確な記録を行い、担当者が変更しても経緯がきちんと伝わる措置を講じていただきたい。

以上

【連絡先】

全国環境保護連盟

代表 岩田 薫

TEL. [REDACTED]

FAX. [REDACTED]